

## 障害児福祉計画策定に向けての基本的な考え方

### 【国の基本的な指針における基本的理念】令和2年厚生労働省告示第213号

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る【施策2】とともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。【施策1】

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。【施策3】

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的支援体制を整備する。【令和2年新規】

### 施策1 関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制

地域における縦（ライフステージをつなぐ）と横（関係機関等をつなぐ）の密な連携体制が構築されており、切れ目のない一貫した支援により、子どもが豊かに成長し、子どもや家族が生き生きと生活していることを目指します。

### 施策2 専門的な支援の充実と質の向上

地域における発達支援体制の中核として中野区版児童発達支援センター機能の充実を図り、専門的な人材やノウハウを活かし、他施設・機関への助言・援助等により地域全体の支援力の向上を図り、専門的知識や技術のある指定障害児相談支援事業所による子どもや保護者に最適な障害児支援利用計画の作成ができる体制を目指します。

また、医療的ケアのあるお子さんに対しては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、関係機関の多職種協働における支援調整や、協議の場を活用した社会資源の開発に取り組むなど適切な支援を受けられるような仕組みを構築します。

### 施策3 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指します。また、保育園や幼稚園、学校においても障害や発達に課題のあるお子さんの受入が進み、ともに学び、生活する体制整備及び成人期に向けて社会的自立ができる体制を整備していきます。